

遠野市排水設備工事指定店に関する規程

制定	平成31年4月1日	遠野市下水道事業管理規程第3号
一部改正	令和元年9月12日	遠野市下水道事業管理規程第1号
一部改正	令和3年9月17日	遠野市下水道事業管理規程第2号
一部改正	令和3年12月15日	遠野市下水道事業管理規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、遠野市下水道条例（平成17年遠野市条例第142号。以下「下水道条例」という。）第8条第2項及び遠野市農業集落排水施設条例（平成17年遠野市条例第144号。以下「集落排水条例」という。）第7条第2項に規定する排水設備工事指定店（以下「工事指定店」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(工事指定店の適格要件)

第2条 工事指定店の指定を受けようとする者は、次に掲げる要件を備える者でなければならない。

- (1) 県内に店舗又は事業所を有すること。
- (2) 他の店舗又は事業所に属さない専属の排水設備工事責任技術者（公益財団法人岩手県下水道公社において備える排水設備工事責任技術者名簿に登録され、排水設備工事責任技術者証の交付を受けた者をいう。以下「責任技術者」という。）1人以上を有すること。
- (3) 排水設備等の工事（水洗便所工事を含む。以下同じ。）に必要となる別表に示す設備及び機械器具を常備していること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 第14条第1項の規定により指定の取消しの処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるもの
 - エ 精神の機能の障害により排水設備等の工事を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの
- (5) 連帯保証人（工事指定店又は工事指定店と同等以上の工事施工能力を有し、下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が適当と認めた者をいう。以下同じ。）を有すること。

(工事指定店の指定の申請)

第3条 工事指定店の指定を受けようとする者は、排水設備工事指定店指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 個人にあつては住民票、法人にあつては登記事項証明書
- (2) 工事経歴書

- (3) 責任技術者の履歴書及び排水設備工事責任技術者証の写し
- (4) 市税の納税証明書
- (5) 設備及び機械器具調書
- (6) 従業員名簿
- (7) 店舗又は事業所の配置図
- (8) 連帯保証契約書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類
(工事指定店の指定)

第4条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、第2条に掲げる要件に適合すると認めたときは、工事指定店の指定をするものとする。

(工事指定店の標示)

第5条 管理者は、工事指定店の指定をした者に対し、排水設備工事指定店指定証（様式第2号。以下「指定証」という。）及び排水設備工事指定店標示板（様式第3号。以下「標示板」という。）を交付する。

- 2 工事指定店は、指定証及び標示板を、店舗内又は事業所内の見やすい場所に掲示しなければならない。
- 3 工事指定店は、業務を廃止し、又は第14条第1項の規定により指定の効力を一定期間停止され、若しくは指定を取り消されたときは、速やかに指定証及び標示板を管理者に返還しなければならない。

(指定の有効期間)

第6条 工事指定店の指定の有効期間は、第4条の規定による指定の日から5年以内とする。

- 2 次のいずれかの事由により、現に指定を受けている工事指定店の事業を継承して行う場合の指定の有効期間は、当該工事指定店に係る有効期間の残余期間とする。
 - (1) 代表者の相続人が継続して事業を行うとき。
 - (2) 個人事業主が法人を設立し、当該法人の代表者に就任し、継続して事業を行うとき。
 - (3) 合併により解散した法人の代表者が、新設された法人の代表者に就任し、継続して事業を行うとき。
 - (4) 法人がその組織を変更したとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が適当と認めるとき。

(工事指定店の指定の更新の申請)

第7条 工事指定店は、前条第1項の指定の有効期間の満了に際し、引き続き工事指定店の指定を受けようとするときは、管理者が別に定める日までに、排水設備工事指定店指定更新申請書（様式第4号）に第3条各号に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

(工事指定店の変更等の届出)

第8条 工事指定店は、次のいずれかに該当することとなったときは、その事実の発生した日から15日以内に、排水設備工事指定店異動届（様式第5号）に必要な書類を添えて、管理者に届け出なければならない。

- (1) 名称又は組織を変更したとき。
- (2) 代表者に異動があったとき。
- (3) 責任技術者に異動があったとき。
- (4) 店舗又は事業所を移転し、又は業務を廃止したとき。
- (5) 連帯保証人に異動があったとき。
- (6) 第2条第4号ア、エ又はオのいずれかに該当することとなったとき。
- (7) 責任技術者が第16条第3項の規定に該当することとなったとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、管理者に届け出た事項に重要な変更があったとき。

(工事指定店の義務)

第9条 工事指定店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事指定店以外の者に工事指定店としての自己の名義を貸与し、又は下請負をさせて排水設備等の工事を施工してはならないこと。
- (2) 排水設備等の工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならないこと。
- (3) 排水設備等の工事の設計及び監督は、責任技術者が行うこと。
- (4) 常に排水設備等の工事の施工状況を明らかにしておくこと。
- (5) 排水設備等の工事設計書及び材料の使用調書を5年間保存すること。
- (6) 誠実に排水設備等の工事を施工すること。

(工事指定店の指定の特例)

第10条 管理者は、工事の都合上特に必要があると認める場合においては、第4条の規定にかかわらず、1工事に限り、工事指定店の指定をすることができる。

2 前項の規定により特例による工事指定店の指定を受けようとする者は、排水設備工事指定店指定特例申請書(様式第6号)に第3条各号に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

(工事の設計及び施工の範囲)

第11条 工事指定店の工事の設計及び施工の範囲は、市が設置する公共ますまでに至る排水設備(除害施設を含む。以下同じ。)とし、工事の種類は、新設、増設、改築、修繕及び撤去工事とする。ただし、管理者が認めるときは、工事の設計及び施工の範囲を変更することができる。

(排水設備等の工事の検査)

第12条 工事指定店は、下水道条例第9条及び集落排水条例第8条に規定する検査に、当該排水設備等の工事を担当した責任技術者を立ち合わせなければならない。

2 工事指定店は、前項の検査に不合格となったときは、速やかに改修し、再検査を受けなければならない。

(責任修理)

第13条 前条の規定による排水設備等の工事の検査に合格した工事であっても、その合格後2年以内に生じた故障及び5年以内に生じた工事指定店の故意又は重大な過失による故障については、工事指定店の責任において、無償で修理しなければならない。ただし、その故障が

災害又は使用者の故意若しくは過失に起因すると認められるときは、この限りでない。

2 工事指定店は、前項本文の規定による修理が完了したときは、速やかに管理者に届け出て、検査を受けなければならない。

(工事指定店の指定の効力の停止又は取消し)

第14条 管理者は、工事指定店が次のいずれかに該当すると認められるときは、工事指定店の指定の効力を一定期間停止し、又は指定を取り消すことができる。

(1) 下水道法（昭和33年法律第79号）、下水道条例、集落排水条例又はこの規程に違反したとき。

(2) 第2条に規定する要件を欠いたとき。

(3) その他不正な行為が認められたとき。

2 管理者は、前項の規定により工事指定店の指定の効力を一定期間停止し、又は指定を取り消したときは、排水設備工事指定店指定停止（取消）通知書（様式第7号）により通知するものとする。この場合において、工事指定店に損害を及ぼすことがあっても、管理者はその責めを負わない。

(指定等の公示)

第15条 管理者は、工事指定店を指定し、又は指定の効力を一定期間停止し、若しくは指定を取り消したときは、その都度公示する。

(責任技術者の義務)

第16条 責任技術者は、常に排水設備工事責任技術者証を携帯し、管理者又は関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 責任技術者は、管理者及び公益財団法人岩手県下水道公社が実施する講習会を受講しなければならない。

3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、排水設備工事指定店異動届により、管理者にその旨を届け出なければならない。

(責任技術者の職務)

第17条 工事指定店に専属する責任技術者は、法令等に従い、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

(1) 排水設備等の工事に関する技術上の管理

(2) 排水設備等の工事に従事する者の技術上の管理

(3) 排水設備等の工事が排水設備の設置及び構造に関する法令等の規定に適合していることの確認

(4) 排水設備等の工事の完了検査の立会い

(5) 排水設備等の工事に関する必要な届出書類等の指導及び助言

(責任技術者の職務従事の停止等)

第18条 管理者は、責任技術者が次のいずれかに該当すると認めるときは、職務従事の停止

(責任技術者が前条に規定する職務に従事することを一定期間停止させることをいう。以下同じ。)をすることができる。

(1) 法令等に違反したとき。

(2) 下水道法、下水道条例又は集落排水条例に基づく施設の正常な運営を阻害する行為があったとき。

2 管理者は、前項の規定により職務従事の停止をしたときは、排水設備工事責任技術者職務従事停止通知書（様式第8号）により通知するものとする。この場合において、責任技術者又は工事指定店に損害を及ぼすことがあっても、管理者はその責めを負わない。

（災害等の発生時における協力）

第19条 工事指定店は、災害その他緊急を要する事故の修理等のため、管理者から要請があったときは、これに応じなければならない。

（管理者の調査等）

第20条 管理者は、必要と認めるときは、工事指定店の施工に係る排水設備等の工事及び工事材料関係帳簿等について調査し、又は報告を求めることができる。

（その他）

第21条 この規程に定めるものほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日の前日までに、廃止前の遠野市排水設備工事指定店に関する規則（平成17年遠野市規則第172号）の規定によりなされた処分、手続、その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（令和元年9月12日 遠野市下水道事業管理規程第1号）

（施行期日）

1 この規程は、令和元年9月14日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日前にこの規程による改正前の遠野市排水設備工事指定店に関する規程第4条の規定により排水設備工事指定店の指定をした者に係る第14条第1項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和3年9月17日 遠野市下水道事業管理規程第2号）

（施行期日）

1 この規程は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（令和3年12月15日 遠野市下水道事業管理規程第3号）

（施行期日）

1 この規程は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の遠野市排水設備工事指定店に関する規程（以下「改正前の規程」という。）第4条の規定により工事指定店（遠野市排水設備工事指定店に関する規程第1条の工事指定店をいう。以下同じ。）の指定（改正前の規程第7条の規定による継続指定を含む。第4項において同じ。）を受けている者及び施行日前にした工事指定店の指定の申請に基づき施行日以後に工事指定店の指定を受けた者の当該指定の有効期間については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に生じた事由に係る改正前の規程第8条の規定による変更等の届出については、なお従前の例による。
- 4 この規程の施行の際現に改正前の規程第4条の規定により工事指定店の指定を受けている者に対する施行日前に生じた事由に係る改正前の規程第14条の規定による工事指定店の指定の取消し等の処分又は改正前の規程第20条の規定による責任技術者（遠野市排水設備工事指定店に関する規程第2条第2号の責任技術者をいう。）の職務停止の処分については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

常備しなければならない設備及び機械器具の名称	
転圧機（ランマー、タンパ、振動ローラーのいずれか）	
測量器具	(1) 平板測量器具 (2) 水準測量器具 (3) 水平器 (4) 巻尺（JIS 1級）
安全保安用具	(1) 工事標示板 (2) 回転警戒灯 (3) 点滅灯 (4) 安全ロープ (5) バリケード
管工事用一般工具	

様式第1号（第3条関係）

排水設備工事指定店指定申請書

年 月 日

遠野市長 様

申請者

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

連帯保証人

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

排水設備工事指定店の指定を受けたいので、遠野市排水設備工事指定店に関する規程第3条の規定により、次のとおり申請します。

店舗又は 事業所	所在地			
	名 称			
排水設備 責任者 技術者	氏 名		登録番号	
	氏 名		登録番号	
	氏 名		登録番号	
備 考				

様式第2号（第5条関係）

排水設備工事指定店指定証

第 号

遠野市排水設備工事指定店として次のとおり指定する。

住 所(所在地)

氏 名(名称、代表者氏名)

指定有効期間 年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日

遠野市長



様式第3号（第5条関係）

排水設備工事指定店標示板

遠野市排水設備工事指定店	
指 定 番 号	第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
名 称	
代 表 者 氏 名	

様式第4号（第7条関係）

排水設備工事指定店指定更新申請書

年 月 日

遠野市長

様

申請者

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

連帯保証人

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

年 月 日で指定有効期間が満了する排水設備工事指定店の指定を更新したいので、遠野市排水設備工事指定店に関する規程第7条の規定により、次のとおり申請します。

店舗又は 事業所	所在地			
	名 称			
排水設備 責 任 技 術 者	氏 名		登 録 番 号	
	氏 名		登 録 番 号	
	氏 名		登 録 番 号	
現在の指定年月日及び番号		年 月 日 第 号		
備 考				

様式第5号（第8条、第16条関係）

排水設備工事指定店異動届

年 月 日

遠野市長 様

住 所(所在地)

氏 名(名称、代表者氏名)

遠野市排水設備工事指定店に関する規程第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

異 動 又 は 変 更 事 項		
1 名 称 の 変 更	新	
2 組 織 の 変 更		
3 代 表 者 の 異 動		
4 排 水 設 備 責 任 技 術 者 の 異 動	旧	
5 店 舗 又 は 事 業 所 の 移 転		
6 業 務 の 廃 止		
7 連 帯 保 証 人 の 異 動		
8 条 例 第 2 条 第 4 号 ア、エ、オ 該 当		
9 条 例 第 16 条 第 3 項 該 当		
10 そ の 他		
理 由		

様式第 6 号 (第10条関係)

排水設備工事指定店指定特例申請書

年 月 日

遠野市長 様

申請者

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

連帯保証人

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

特例による排水設備工事指定店の指定を受けたいので、遠野市排水設備工事指定店に関する規程第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

店舗又は 事業所	所在地			
	名 称			
排水設備 責 任 技 術 者	氏 名		登 録 番 号	
	氏 名		登 録 番 号	
	氏 名		登 録 番 号	
備 考				

様式第7号(第14条関係)

排水設備工事指定店指定停止(取消)通知書

年 月 日

様

遠野市長



次のとおり排水設備工事指定店の指定の効力を停止した(指定を取り消した)ので、遠野市排水設備工事指定店に関する規程第14条第2項の規定により通知します。

通知区分	<input type="checkbox"/> 停止 年 月 日から 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 取消し 年 月 日から
指定番号	第 号
理由	
通知事項	排水設備工事指定店指定証及び排水設備工事指定店標示板を直ちに返納してください。

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に市を被告として提起することができます。

様式第8号（第18条関係）

排水設備工事責任技術者職務従事停止通知書

年 月 日

様

遠野市長



次のとおり排水設備工事責任技術者の職務従事を停止したので、遠野市排水設備工事指定店に関する規程第18条第2項の規定により通知します。

職務従事停止期間	年 月 日から 年 月 日まで
登録番号	
理由	
備考	

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に市を被告として提起することができます。